

平成29年第1回小金井市教育委員会臨時会議事日程

平成29年10月31日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議	題
第1		会議録署名委員の指名
第2	協議第1号	新しい時代の公民館の在り方について(案)(小金井市公民館の中長期計画策定に当たって)

協議第1号

「新しい時代の公民館の在り方について（案）（小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって）」について

「新しい時代の公民館の在り方について（案）（小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって）」について協議を求める。

平成29年10月31日

小金井市教育委員会
教育長 山本修司

（提案理由）

「新しい時代の公民館の在り方について（案）（小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって）」について小金井市教育委員会として決定する必要があるため、協議を求めるものであります。

平成29年10月
小金井市教育委員会

新しい時代の公民館の在り方について（案）
（小金井市公民館の中長期計画策定に当たって）

1 はじめに

小金井市では、第4次小金井市基本構想・後期基本計画（平成28年度～平成32年度）において、時代にふさわしい公民館の在り方を市民を交えて検討することとなっていたところ、平成28年1月21日、公民館長から小金井市公民館運営審議会（以下「公運審」という。）に対して「公民館中長期計画の策定について」の諮問を行った。熱心に御議論いただき平成29年7月20日付けで答申をいただいたところである。ここに改めて公運審委員の皆様から感謝を申し上げます。

本稿は、公運審の答申を受け、今後小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が策定する「（仮称）小金井市公民館の中長期計画」（以下「中長期計画」という。）に資するため、国の機関等において社会教育・生涯学習に関し検討されている最新の調査研究内容等（持続可能な社会教育システムの構築に向けた報告等）を鑑み、現時点において教育委員会として検討する際の、新しい時代の公民館の在り方を大きな視点について概括的に考察し、あわせて（仮称）小金井市新福祉社会館（以下「新福祉社会館」という。）における社会教育・生涯学習活動についての教育委員会の見解を示すことを目的とするものである。

2 公民館の今後の果たすべき役割

公運審の答申では「公民館の70年のあゆみと公民館の役割」の項目において、小金井市公民館のこれまでの役割を時代の変遷の中で総括し、今後の果たすべき役割として、特に「地域課題を共に学び、課題を解決する市民力、地域力の養成の場」「従来の枠を超えた連携を進め、より多くの市民が楽しく生きがいを感じる場」を挙げており、地域課題の解決に向けた市民力、地域力養成と各種のコラボレーションによる連携活動（ネットワークづくり）を進めることなどを掲げている。

国においては、「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理」（平成29年3月28日学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議報告。以下「論点の整理」という。）において、これからの社会教育に期待される3つの役割として、

- (1) 地域コミュニティの維持・活性化への貢献
- (2) 社会的包摂への寄与
- (3) 社会の変化に対応した学習機会の提供

また、今後の社会教育の2つの方向性として

- (1) 官民パートナーシップによる社会教育の推進
- (2) 持続可能な社会教育システムの構築

を整理しているところである。

さらに、社会教育の概念の再整理において、社会教育は（学校教育を除き）国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称し、「個人の要望」とともに「社会の要請」にこたえる側面を有しており、社会教育の振興に当たっては、地域社会の構成員としての責任を果たす地域の人材育成等の社会的価値を追及する視点についても考慮することが求められていること、また、地域住民が地域コミュニティの将来像や在り方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」を「地域課題解決学習」として捉え、社会教育の概念を明確に位置付け、公民館等においてその推進を図ること、としている。そして、住民の主体的参画による持続可能な地域づくりへ貢献することが求められる、とする。

また、これらの展開において、住民の自主性・自発性の尊重、子ども・若者の参画と多世代交流の重要性、教育の特性への配慮（政治的中立性等）、社会教育行政のネットワーク化と社会教育の資源を活用した能動的対応の必要性（首長部局の担当部局、関係団体との連携・協働など）を留意すべきなどとしている。

生涯学習の視点についても同様に、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保障の在り方について（答申）」（平成28年5月30日中央教育審議会答申。以下「中教審答申」という。）において、公民館や生涯学習センター等における講座は、大学の公開講座等と共に一定程度体系化された教育（ノンフォーマル教育）における学習と位置付けられ、学校教育（フォーマル教育）、地域活動等（インフォーマル活動）での学習とあわせた総合的に捉えられるべきものとされ、各種の社会的課題を理解し、学習成果を課題解決に生かすなど、社会的に活用する視点を持って生涯学習を行うことの意義は大きいとし、今後は更に地域課題の解決に資する学習機会が提供されることが期待されるなどとされている。

以上のとおり、公運審の答申に述べられている「公民館の今後の果たすべき役割」と、国の社会教育及び生涯学習に関する調査研究等の内容は、地域での連携・協働などを活用した市民主体の学びの機会を提供し、それは地域課題解

決学習と捉えるべきであるという大きな方向性で一致していると考えられる。

3 中長期計画策定に当たって果たすべき役割を実現するための視点

(1) 持続可能な社会教育システムの構築

論点の整理においては、先述の住民の自主性・自発性の尊重、子ども・若者の参画と多世代交流の重要性などの記述のほか、社会教育を取り巻く環境の変化と課題の一つとして、今後も我が国は社会保障関係費の増大により厳しい財政状況が続くことが見込まれるとし、持続可能な社会教育システムの構築の必要性を掲げている。また、その構築に向けた主要な視点という項目の中で、新しい「学びの場」と社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備について考察している。

その中では、今後の地域における「学びの場」においては、あらゆる住民が集い、学び、交流をする場であることが重要であること、「学びの場」は公民館などの社会教育施設のみを意味するものではなく、NPO、大学、企業等の多様な主体が提供する学習機会の場も含め、社会全体における学習機会の確保と拡大を図ること、などといった視点が掲げられている。

生涯学習の視点からも、中教審答申において、学習機会の提供は、生涯学習センターや公民館等の社会教育施設、大学等のほか、地方自治体、NPO等の民間団体、民間教育事業者等の様々な主体によりなされていることを念頭に置いて施策を講ずる必要があるなどとされている。

公民館においては、貫井北分館を平成26年4月の開設当初から、東分館を平成27年8月から市民によるNPO法人に業務委託しているが、公運審の答申にも、着実に実績を上げており（東分館評価前のため貫井北分館に関する記述）、一定の評価を得ている旨の記述がある。

教育委員会としては、今後もシステムとして社会教育・生涯学習を維持・発展させることが必要と考える。そのためには、これからの社会教育・生涯学習は、公民館といった社会教育のための専用施設にとどまらず、社会全体における学習機会の確保と拡大という視点が必要であると考えます。

なお、個別の施設配置や管理運営体制等を含む中長期計画については、平成33年度までの全体計画策定完了を目標とするが、項目を精査し中期のものと長期のものを峻別し策定するなど、適宜進捗を図ることも考慮する必要がある。

(2) 新しい取組（「学びの場」の拡大）

先述したように、社会教育施設にとどまらない、あらゆる住民が集い、学び、交流をする場、全体の学習機会をいかにして確保、拡大していくかが重要であり、まずはこの度市の中心部に建設する予定の新福祉社会館の中に、公

民館活動を含む社会教育・生涯学習の「学びの場」を整えることから実現すべきである。

公運審の答申において、公民館での活動団体事例として挙げられているとおり、公民館でまず学び、福祉関係団体等の活動で実践するという地域課題解決学習の流れは、既にこれまでの公民館活動で見ることができるものである。この流れを今後も活かしていくため、公民館主催事業については、当該事業担当の公民館職員が出張し開催するなどを配慮することで、いわゆる一般利用の「貸館」にとどまらない、公民館が果たしてきた「学びの場」を、新しい場所で実現していくことは意義深く有用であると考えられる。

この点で新福社会館は、社会教育施設ではないが、本施設の基本理念の説明に「地域のニーズや課題を受け入れ対応できる場として、実際生活に即する学びに関する視点を加える」とある。これは社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の公民館の目的部分の条文にある文言であり、本施設の基本的な機能の「地域における多様な交流や活動の推進」は、社会教育・生涯学習における子ども・若者の参画と多世代交流の場、あらゆる住民が集い、学び、交流をする場にふさわしいものである。

この取組は、公運審の答申に記載されている、旧公民館本館閉鎖に伴う公民館配置の問題点（公民館空白地区、学習スペース等の不足、活動機能の不足）への一定の対応という側面のほか、目的別、言い換えれば縦割りの発想による社会教育のための専用施設にとどまらない社会全体における学習機会の確保と拡大という、これからの社会教育・生涯学習のシステムの維持・発展を図る方策の、小金井市における適用例となるものである。

また、今後適用例を検証し、有用性・実効性が確認された際には、市長部局とも連携の上、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に留意しつつ、こうした方策の拡大・充実を目指すことを念頭において施策を展開すべきである。

4 おわりに

教育委員会は、時代にふさわしい持続可能な生涯学習・社会教育のシステムを構築するため、公運審をはじめ社会教育委員の会議など社会教育関係附属機関等での意見や必要に応じて実施するパブリックコメント等を参考に、市長部局と協力してこれまで考察してきた内容を踏まえて、中長期計画で具体化する必要があると考える。

それは、地域での連携・協働などを活用した市民主体での集い、学び、交流の機会の提供であり、地域課題解決学習を通じた市民主体による持続可能な地域づくりへの貢献活動を支えるため、社会全体における学習機会の確保と拡大

に資するものでなければならぬと考えるものである。